

中環審第54号  
平成13年12月25日

環境大臣  
川口順子 殿

中央環境審議会  
会長 森 嵩 昭 夫



東京湾、伊勢湾及び大阪湾の全窒素及び全燐に係る  
環境基準の暫定目標の見直しについて（答申）

平成13年9月20日付け諮問第15号により中央環境審議会に対してなされた「東京湾、伊勢湾及び大阪湾等瀬戸内海の一部の全窒素及び全燐に係る環境基準の暫定目標の見直しについて（諮問）」のうち、東京湾、伊勢湾及び大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の暫定目標の見直しについて、それぞれ別添1、別添2及び別添3のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

# 東京湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の 暫定目標の見直しについて

**東京湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定**

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
千葉港 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(イ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(ロ) (別記3の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.2 mg/l
東京湾(ハ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(ニ) (別記5の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.83 mg/l 全燐 0.065mg/l
東京湾(ホ) (別記6の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.43 mg/l 全燐 0.036mg/l

(別記)

- 1 . 千葉県袖ヶ浦市中袖東京瓦斯株式会社袖ヶ浦工場敷地西端から陸岸に沿って東北東方 740mの地点と同地点から北方 1100mの地点(北緯 35 度 28 分 40 秒、東経 139 度 58 分 33 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 1 万 3100mの地点(北緯 35 度 34 分 17 秒、東経 140 度 3 分 48 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北北西方 3400mの地点(北緯 35 度 36 分 3 秒、東経 140 度 3 分 12 秒)を結ぶ線、同地点と千葉中央地区埋立地北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(千葉港)
- 2 . 木更津港旧軍用防波堤、同防波堤南端と同港防砂堤東端を結ぶ線、同防砂堤、木更津防波堤、同防波堤西端と千葉県君津地区埋立地北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(イ))
- 3 . 菊田川河口左岸から陸岸に沿って東南東方 430mの地点と同地点から南南西方 2200mの地点(北緯 35 度 38 分 6 秒、東経 140 度 0 分 42 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西方 1 万 6100mの地点(北緯 35 度 30 分 58 秒、東経 139 度 54 分 36 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から西南西方 1 万 6600mの地点(北緯 35 度 26 分 36 秒、東経 139 度 45 分 0 秒)を結ぶ線、同地点と横浜市金沢区福浦 3 丁目南東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ロ))
- 4 . 神奈川県横須賀市住友重機械工業株式会社横須賀製造所敷地南東端と同市箱崎町北端を結ぶ線、同市吾妻崎と同市泊町北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ハ))
- 5 . 東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、千葉港、東京湾(イ)、東京湾(ロ)及び東京湾(ハ)に係る部分を除いたもの(東京湾(ニ))
- 6 . 東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線、神奈川県三浦市剣崎と千葉県館山市洲崎を結ぶ線及びこれらの線の間にある陸岸により囲まれた海域(東京湾(ホ))

(説明)

#### 1. 達成期間及び暫定目標

将来水質予測によれば、現在見込み得る対策を行ったとしても、平成16年度において、東京湾(口)水域の全窒素並びに東京湾(二)水域及び東京湾(ホ)水域の全窒素及び全燐に係る環境基準値を達成することが困難と考えられる。

このため、東京湾(口)水域の全窒素並びに東京湾(二)水域及び東京湾(ホ)水域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定においては、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成16年度における暫定目標を設定する。

平成16年度における暫定目標は、

東京湾(口)水域については、全窒素につき、1.2mg/l

東京湾(二)水域については、全窒素につき、0.83mg/l、全燐につき、0.065mg/l

東京湾(ホ)水域については、全窒素につき、0.43mg/l、全燐につき、0.036mg/l

とする。

上記以外の水域である、千葉港水域、東京湾(イ)水域及び東京湾(ハ)水域の達成期間については、「直ちに達成」とする。

## 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の 暫定目標の見直しについて

**伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定**

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
伊勢湾(イ) (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ロ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ハ) (別記3の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ニ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

- 1 . 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南五区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(イ))
- 2 . 旭防波堤、同防波堤東端から東防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から霞ヶ浦防波堤(工事中の区域を含む。)南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤南端へ向かって700mの地点(北緯34度58分54秒、東経136度41分33秒)まで引いた線、同地点から三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86番地の6東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(ロ))
- 3 . 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ハ))
- 4 . 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ニ))

## 大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の 暫定目標の見直しについて

**大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定**

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
大阪湾(イ) (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
大阪湾(ロ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
大阪湾(ハ) (別記3の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.34mg/l

(別記)

- 1 . 兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方 9200mの地点(北緯 34 度 40 分 8 秒、東経 135 度 21 分 21 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方 1 万 2200mの地点(北緯 34 度 33 分 0 秒、東経 135 度 23 分 2 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って 300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域(大阪湾(イ))
- 2 . 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 1 万 2600mの地点(北緯 34 度 32 分 42 秒、東経 135 度 16 分 54 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方 9000mの地点(北緯 34 度 27 分 52 秒、東経 135 度 18 分 11 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、大阪湾(イ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ロ))
- 3 . 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾(イ)及び大阪湾(ロ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ハ))

(説明)

1. 達成期間及び暫定目標

将来水質予測によれば、現在見込み得る対策を行ったとしても、平成16年度において、大阪湾(八)水域の全窒素に係る環境基準値を達成することが困難と考えられる。

このため、大阪湾(八)水域の全窒素に係る環境基準の類型指定においては、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成16年度における暫定目標を設定する。

平成16年度における暫定目標は、

大阪湾(八)水域については、全窒素につき、0.34mg/lとする。